



東京税理士会日本橋支部会報

第161号

令和3年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 坂下 眞一郎

編集人 広報部長 増田 和弘

印刷 (株) 税 経



青森県の鶴の舞橋（浅見顧問提供）

謹賀新年

本年もよろしくお願いいたします

東京税理士会

支部長

副支部長

総務部長

研修部長

日本橋支部

坂下 眞一郎

井上 眞一

青木 久直

高橋 美津子

土田 一夫

竹田 修

結城 昌史

渡辺 英樹

広報部長

厚生部長

組織部長

経理部長

綱紀監察部長

税務支援対策部長

法対策委員長

情報システム委員長

租税教育推進委員長

増田 和弘

湯本 康弘

野本 徳治

岩川 由美子

佐藤 宗石

澤城 教典

小山 栄一

湯本 康弘

小原 正寛

令和3年元旦

監事

吉田 邦彦

味水 律夫

東京税理士会

理事

安田 信彦

濱川 久子

梅田 文江

森 一郎

大澤 昭人

目次

・支部長挨拶	坂下 眞一郎	2	・日本橋風土記	緑川 光	13
・日本橋税務署長挨拶	長井 伸仁	3	・納税表彰・感謝状を受章して		15
・研究論文	山下 孝一	4	・各部だより		17
・税の中学生の作文		10	・支部会員異動のお知らせ		23
・随筆	北島 亜紀	12			



新年のご挨拶

さかした しん いちろう
支 部 長 坂 下 眞 一 郎

明けましておめでとうございます。本年もよろしく願い申し上げます。昨年正月には、新型コロナウイルスはまだ対岸の火事のようなものでした。しかし、あっという間に全世界を覆う災難となってしまいました。この厳しい世情のなか、会員の皆様のご無事を願わずにはられません。

さて、令和3年の干支は辛丑(かのとうし)です。同じ干支であった昭和36年の翌年の昭和37年1月にはA2型の流感(流行性感冒)がはやり、6月までに全国の患者数が47万人、これを原因とする死者は5868人に達したのだそうです。流感は、今でいえばインフルエンザです。これまでのコロナ禍よりも、当時の被害規模がとてつもないことに驚かされます。インフルエンザは夏場には姿を消すものですが、新型コロナウイルスはいったい何回の波を押し寄せるのでしょうか。

ともあれ「禍福(かふく)はあざなえる縄のごとし」と申しますので、三密を避け、マスク・手洗い・小声での会食と努力を続けながら、これから訪れる辛丑(かのとうし)年の「福」にも思いを馳せたいと思います。

さて、今年の6月の定期総会まで支部長の任期がありますが、本日(11月26日)日本橋支部の次期の役員改選において、全53名の立候補届が提出され、内心ホットしております。令和1年に日本橋支部は初めて税理士法人や大手税理士事務所との協議会を開催しました。また、堀江前日本橋税務署長に本年度再開した女性部会の研修会の講師の依頼(結果的にコロナ感染拡大により中止になった)をお引き受けいただきました。これらの税理士法人や大手税理士事務所との協議会と再始動した女性部会の中から多数の立候補者をしていただきました。コロナ禍、候補者の方々とは直接顔を合わせる機会がなく、皆さんの意見を伺うことが出来ないことが残念でなりません。更に令和4年の役員改選に支部の幹事を受けて頂ける人材の発掘が出来ず、少々もどかしく思っております。しかしながら、このコロナ禍の中、東京税理士会

の会長、副会長の選挙については、現在、会長候補2名、副会長7名定員のところに12名の立候補届があり、まことに羨ましく思います。新年号が発行される時は既に結果は出ていることでしょう。

昨春、新型コロナ感染拡大防止のため「緊急事態宣言」が発令されて以降、「東京税理士会」、「日本橋支部」とも、恒例行事がほとんど中止になりました。恐らく例年の3分の1くらいしか、支部長の仕事をすることもできませんでした。

野球部においては、「東京税理士会野球大会」が昨年春・秋とも中止となり、まことに残念です。現在5連覇中なので、春の大会を是非とも開催したいと思います。私が支部長の間は負けなしで終わりたいと願っておりますが、どうなることでしょうか。このほか、ゴルフ部TNGは3月の取切杯は中止になりましたが10月より再開いたしました。テニス部は10月より練習、大会も始まりました。アウトドア部も活動を再開しています。ボーリング部、囲碁部、カラオケ部、観劇会は活動自粛となりました。職業柄、待ちの体制が多く積極的に動けない税理士という仕事には孤立しがちな側面があります。こうした親睦を深める交流活動はきわめて大切と考えています。

近年、研修部が月に1回以上の研修会を開催し、多くの会員が義務化になりました研修時間36時間を達成できるように活動してまいりましたが、令和2年度は会場型研修ができませんでした。多くの会員にオンデマンド研修をぜひご利用いただき、36時間を達成できますよう願っております。

まもなく令和2年分の所得税、贈与税の申告が始まります。税務支援対策部の方のお力を借りて、毎年日本橋公会堂で開催する「無料相談会」又、平成27年度より始めた支部独自の「相談会」は、今年も3月に3日間開催する予定です。ご自身の仕事が忙しいなか相談員をお引き受けいただいた担当会員の方々に御礼申し上げます。納税者の申告のお手伝いが少しでも出来たら幸いです。



年頭のごあいさつ

日本橋税務署長 なが い しん じ 長 井 伸 仁

令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

坂下支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別の御理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

東京税理士会日本橋支部におかれましては、常日頃よりマイナンバーカードへの対応、国税電子申告・納税システム（e-Tax）や書面添付制度の普及、租税教育の講師養成研修の実施など、多岐にわたるご支援をいただいております。また、新型コロナウイルス感染症の対応に関しては、申告期限等の延長や納税の猶予などの各種措置の周知・広報や、当局における感染防止策の周知など多大なるご支援、ご協力をいただき、誌面をお借りして、改めて厚く御礼申し上げます。

早いもので、私が、日本橋税務署長として着任し、半年が経ちました。コロナ禍の中ではございましたが、10月には「連絡協議会」をはじめとして「女性部会講演会」など、東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様との交流の機会に恵まれ、心から感謝申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス発生にはじまり、今も人と人との距離の確保をはじめとした基本的な感染対策の継続など、新しい生活様式を実践することが望まれております。このような状況下、国税庁の使命である、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためには「納税環境の整備」と「適正かつ公平な税務行政の推進」が重要であると考えております。

これまでも「納税環境の整備」にあたっては、e-TaxなどICTを活用した、納税者にとって利便性の高い申告・納付手段の普及、充実に積極的に取り組んで参りましたが、令和2年分の確定申告においては、署の会場等に来署せず、自宅等からe-Taxを利用して申告を行うことが、感染症の感染防止の観点からも有効であると考えており、より一層のe-Taxの定着に向けて、周知・広報に取

り組むこととしております。東京税理士会日本橋支部会員の皆様におかれましては、自宅等からのe-Taxを利用した申告やキャッシュレス納付の普及拡大について、関与先企業等の従業員の皆様方に対しましてご周知いただきますようお願い申し上げます。

また、「適正かつ公平な税務行政の推進」につきましては、適正な申告を行った納税者が不公平感を抱くことがないよう、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むことが求められています。本年度におきましては、申告相談や税務調査の実施にあたっては、マスクの着用を徹底するなどの感染防止策に努めつつ、富裕層やグローバル企業等の国際的な事案、租税回避への対応など、社会経済状況の変化に応じて、柔軟かつ適切に取り組んでいくこととしております。

年も改まり、間もなく令和2年分の所得税、復興特別所得税及び消費税確定申告の時期を迎えます。日本橋税務署におきましては、確定申告期間中、昨年と同様に麹町署、神田署、京橋署、江東西署、江東東署との6署合同で、中央区築地の東京国税局に申告書作成会場を開設することとしております。本年は「入場整理券」をお配りし、混雑緩和に努める予定となっております。

本年も、可能な限りの感染症の感染防止策を講じた上で、無料申告相談や電話相談センターを実施することから、ご担当いただく会員の皆様にはご負担をお掛けしますが、何卒よろしくお願い致します。

結びに当たりまして、新年における東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄と新型コロナウイルスの一日も早い終息を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



「税理士監理官」を ご存知ですか？？？

やま した こう いち
山下 孝一



はじめに

正式に広報部から「税理士監理官について」の原稿を依頼され、いざ、原稿を書くとなったらこれはどうすべきかと頭をひねり、ぎりぎりの原稿提出となってしまった。

そもそも、組織の官職については、ご存知のとおり法令等でしっかり位置付けられており、その条文等を列挙しても味気のないものになりそうなので、角度を変えて、税理士会の先輩諸氏には失礼ながら、そもそも「税理士とは」からはじめ「税理士制度の歴史」、「税務行政の変遷と税理士の役割」について、更には「国税庁の税理士業務への取組方（組織の変遷を含め）」を交えながら私なりに「税理士監理官について」へと結びとして繋げていきたい。

《税理士とは！》

暮らしのパートナーとして、社会公共的使命をもって、申告納税制度の担い手として「税理士はあなたの信頼に応えます。」と、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）のHPの初めに紹介されています。

更に、税理士の仕事について、「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」、「e-Taxの代理送信」、「会計業務」、「補佐人として」、「会計参与として」、「社会貢献～知識や経験を活かして」、「新しい時代に向かって」と多種多様な要素をもった仕事をしていると紹介されている。※詳細は、日税連のHPを参照願います。

《税理士制度の歴史》

「税理士として職業の起源」は？

税理士制度は、1942年（昭和17年）2月23日公布された「税務代理士法」が淵源となっており、同法の公布日を今日も「税理士記念日」とされている。

制度発足以来、幾度もの改正を経て今日に至っ

ているが、それ以前はというと、明治時代の「税務代弁者」が始まりと言われている。

明治時代に遡り明治維新後の新政府にとって税制の整備が喫緊の課題となり、当時の税制は地租が中心だったが、所得税法が1887年（明治20年）制定され所得課税が始まった。日清戦争（1894年～1895年）後の財源確保のため登録税法が1896年（明治29年）、営業税法が翌1897年（明治30年）に制定され、1899年（明治32年）には法人所得への課税が始まった。更に、1905年（明治38年）には相続税法が制定されている。

そのような税制の変遷の中、主として大阪地方で税務官吏であった者や会計の知識のある者などが納税者に税務相談等を行ったことが税理士の起源といわれている。

1904年（明治37年）日露戦争（～1905年）の開始に伴って増税が相次いだ結果、税務相談を求める納税者も増大し、税務代理や税務相談等を専門に業とするいわゆる「税務代理業者」が増加していった。

増加した「税務代理業者」に対して、1912年（明治45年）大阪府で「大阪税務代弁者取締規則」が制定されている。「取締規則」というようにこれは不適格な税務代理業者の増加に対する警察の取締りとして制定されたものである。

この規則の内容は、他人の委任を受けて税務に関し税務官庁に願、届出、申立てその他の手続の代弁を業とする者を税務代弁者とした。

この税務代弁者になるためには、警察署に申請して免許証の交付を受けなければならない、報酬については、警察署を経由して大阪府の認可を受けなければならないとされていた。

昭和2年3月に制定された「計理士法」は、「計理士の称号を用いて会計に関する検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又は立案をなすことを業とするもの」を計理士とし、計理士試験合格者、大学又は専門学校卒業者に計理士の資格を与えると

した。その折、経過措置として1年以上会計に関する検査、調査等の業務に従事していた者も計理士となることができるとしたため、既存の税務代弁者等の相当数が計理士の資格を得ることができた。なお、「計理士法」は、我が国における会計に関する職業専門家として最初の法律だったが、昭和23年「公認会計士法」の制定に伴い廃止された。

その後、昭和8年3月に他人の委任を受けて税務に関し税務官庁に願、届出、申立てその他の手続の代理をなすことを業とする者を税務代理人とし、その登録制度や業務独占等を内容とする「税務代理人法案」が国会に提出されたが不成立となっている。

【税務代理士法の制定】

昭和17年2月23日税理士制度の淵源となる「税務代理士法」が公布される。

税務代理士法の制定当時は、税制の複雑化と戦争遂行のための財源確保のための増税が進む中で、税務代理や税務相談に応ずる税務代理業者の数が増大してきていた。そのような状況のもとで、戦争遂行化での円滑な税務行政運営という観点から、この税務代理業者の資質向上と行政による監督の必要性が生じてきたため法整備が進んだといわれている。

税務代理士法の特徴は、①業務の独占、②資格の限定、③大蔵大臣の許可、④監督、⑤税務代理士会への強制入会、⑥税務代理士会の自治機能であり、終戦後のシャープ勧告後の「税理士法」の制定に繋がっている。

【シャープ勧告】

昭和20年の第2次世界大戦の終結後、新たに制定された「日本国憲法」によって、明治憲法下での天皇大権、臣民、官吏制度などが否定され、国民主権、基本的人権、公務員制度などが確立され「租税法律主義」も明記された。

このように新憲法下で法的・社会的な大改革は、当然のごとく税制・税務行政にも大きな影響を与えたことは言うまでもない。大部分の直接税に申告納税制度（昭和22年4月）が導入され、納税者自らが第一次的にその納付すべき税額を確定することとなった。更に、納税者人口が飛躍的に増加し、税務行政の円滑な運営と民主化が求められるようになった。

社会・経済が激変する中で、税務代理士制度の改革に関する議論も起こってきた。

そのような中、シャープ勧告は、戦後の税務行政の混乱の一因が、税務当局と税務代理士の双方にあることを指摘して、適正な税務行政の確立のためには納税者が税務官吏と同じ程度に法に精通する必要がある、このために納税者を援助する専門家たる税務代理士の水準を引き上げることが必要であると指摘している。（第一次勧告）更に、納税者の代理人としての専門家の存在こそが、税務行政上の誤謬から納税者を保護するとともに、税務行政事務を牽制して、その能率と公平を増進する刺激を与えるとして、納税者の代理人についてのあるべき制度を具体的に勧告している。（第二次勧告）

【税理士法の制定】

シャープ勧告等を経て、昭和22年4月導入された申告納税制度などを踏まえ、昭和26年6月15日「税理士法」が成立した。

この新たな「税理士法」の特徴は、

- ① 税理士を「中立な立場」と規定
- ② 税理士資格の取得方法として、試験制度を原則化
- ③ 税理士業務の拡大（地方税など）
- ④ 税理士の権利義務規定の明確化
- ⑤ 税理士会への加入脱退の自由
- ⑥ 税理士の資格を有する者を弁護士、公認会計士、税理士試験合格者、税理士試験の免除者に限定
- ⑦ 国税庁長官による一元的な監督などである。

【税理士法制定後の改正】

昭和26年の税理士法の制定後、税理士会から多くの具体的改正項目を掲げた「税理士法改正に関する意見書」が出されていた。

昭和31年改正では、一定範囲の更正処分につき関与税理士に意見を述べる機会の付与、特別税理士試験制度の創設、税理士会への間接強制加入制度の採用など、昭和36年改正では、税理士の登録事務を「国税庁」から「日本税理士会連合会」に移譲された。昭和39年にも政府案で改正の動きがあったが、日税連からの修正案との協議が進まず廃案となっている。

そして、昭和55年には、

- ① 税理士の使命（独立した公正な立場）の明確化
- ② 税理士業務の対象税目を原則として全税目とし、付随業務（財務書類の作成等）を新設
- ③ 試験制度の合理化
- ④ 登録即入会制の創設
- ⑤ 他人が作成した申告書の審査に関する書面の添付制度の創設
- ⑥ 懲戒処分権者を国税庁長官から大蔵大臣に改め、懲戒処分は税理士審査会の議決に基づいて行う

などの改正がなされた。

平成13年の改正目的は、当時の規制緩和の改革とも相まって「最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資するとともに信頼される税理士制度を確立するため、所要の見直しを行う」ことであるとされている。

改正の特徴は、

- ① 税理士が裁判所において補佐人となる制度の創設
- ② 受験資格要件の緩和
- ③ 試験科目の免除制度の見直し
- ④ 書面添付に係る意見聴取制度の拡充
- ⑤ 税理士法人制度の創設
- ⑥ 補助税理士制度の創設
- ⑦ 会員の研修受講努力規定の追加
- ⑧ 税理士会の会則に、会員の研修に関する規定（絶対的記載事項）の追加
- ⑨ 紛議の調停制度の創設
- ⑩ 報酬に関する規定の削除
- ⑪ 許可公認会計士制度の廃止
- ⑫ 財務大臣による役員の解任規定の削除

などとなっている。

平成26年の改正は、毎年行われる「所得税法等の一部を改正する法律案（以下、「改正法」という。）（平成26年3月20日可決・成立）」の中で納税環境整備関連の一環として上程されたことに大きな特徴がある。

また、税理士法改正に当たっての理由は、「税制に対する国民の信頼を確保し、公正な税制を実現するため、納税者利便の向上や課税の適正化などの環境整備を図っていくことが重要である（平成26年度税制改正大綱による）」とされている。成立した「改正法」は、同年3月31日公布され、

別段の定めがあるものを除き4月1日から施行された。公布されている政省令の改正・新設等を含むが、特徴としては、

- ① 税理士会等会則に、租税教育に関する規定（絶対的記載事項）の追加
- ② 税務調査における事前通知規定の整備
- ③ 非税理士に対する名義貸し禁止規定の創設
- ④ 受験資格要件の緩和
- ⑤ 補助税理士制度の見直し（所属税理士制度に変更）
- ⑥ 公認会計士に係る自動資格付与制度の見直し
- ⑦ 税理士に係る懲戒処分の適正化
- ⑧ 登録拒否事由（懲戒免職等となった公務員等）の追加等
- ⑨ 税理士証票の定期交換制度の創設
- ⑩ 報酬のある公職に就いた場合の規定の整備等である。

《税務行政の変遷と税理士の役割》

税務行政の変遷は、大きな節目は昭和22年の「申告納税制度の導入」で大きな変革をもたらした現在に至っていることは否めない。

ただ、その当時の「国民の税に対する意識」が現在の国民の税に対する意識とは、相当の乖離があり、その差が税務調査の対応にも認められる。

現在は、調査終結後に是否認等が認められれば、基本的には修正申告の懲憑が一般的となっているが、昭和40年代までは更正処理が一般的であった。

あくまでも個人的な解釈だが、納税者側が調査の結果を受忍していたのではないかと思う。決して税務当局が強引な処理を行ったものではなく、税に対する意識がそのような結果をもたらしていたと思う。昭和50年代になり修正申告の懲憑が一般的となったのには、税理士制度の変遷とともに税理士関与の割合も当然のごとく高くなっていったことにも一因があるとともに、納税者数の増加もあり税務行政の効率化と処理の迅速化がその背景にあったことは否定できない。そのような時代背景を経ながら平成26年の税理士法改正では、税制改正大綱において「税制に対する国民の信頼を確保し、公正な税制を実現するため、納税者利便の向上や課税の適正化などの環境整備を図っていくことが重要である。」と改正の趣旨（理由）が述べられて「税理士の地位」が確立されてきたの

ではないかと思う。

《現在の国税庁の税理士業務への取組方》

(組織の変遷を含め)

国税庁の任務は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」を達成するため、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされている。(財務省設置法第19条)(国税庁レポート2020 6頁参照)

現在、当局が「税理士業務の適正な運営の確保」のために取り組んでいる内容を紹介すると

～税理士の使命～

税理士及び税理士法人は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

更に、

1 税理士の業務と役割

～納税者をサポートし申告納税制度を推進～

2 税理士会等との連絡協調

～幅広い課題について協議・意見交換等を実施～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会及び日本税理士会連合会と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調につとめています。

具体的には、

(1) 書面添付制度の推進

～計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着～

(2) e-Taxの利用促進

～申告手続等の電子化の実現に向けた連携・協調～

3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

～税理士法違反行為の未然防止と違反者への厳正な対処～

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士等に対する調査を的確

に実施、税理士法に違反した税理士等や、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士等に対して行った懲戒処分等は、官報公告に加えて国税庁ホームページでも公表しています。

と、「国税庁レポート2020」では紹介している。

【税理士(会)の指導・監督】

納税義務の適正な実現を図ることを使命とする税理士業務は極めて公共的性格が強く、税理士業務の遂行いかんが納税者、税務行政に及ぼす影響は極めて大きい。

そのため、税理士業務の適正な運営が確保されるよう、財務大臣あるいは国税庁長官に日本税理士会連合会、税理士会及び税理士に対する指導・監督権限が認められている。

この指導・監督権限に基づき、税理士会及び税理士業務の適正な運営が確保されるよう、必要に応じ、これらの団体等から報告を徴し、その業務運営等に関し適切な指導・監督を行うほか、非行税理士やニセ税理士に対する取締りに努めている。

～税理士監理官の設置～

東京国税局では、税理士等への指導・監督体制の強化のため、昭和51年7月(昭和26年7月から設置)に総務部総務課の税理士係を廃止し、「税理士専門官」が新設された。その後、昭和59年7月に税理士専門官を廃止し、代わって総務部に「税理士監理官(指定官職)」が新設され、併せて税理士係も再度設置されている。

更に、平成8年7月に新宿税務署に税理士事務を専担する税理士専門官を新設し、その執行体制を整備するとともに、設置署にとらわれない弾力的な運営(広域運営)をすることとし、税理士事務の一層の充実を図っている。税理士専門官については、その後、税理士事務の重要性から主要な署に配置されるようになり、平成23年7月からは国税局総務部総務課に集中配置し税理士監理官の下で東京国税局管内の税理士の指導・監督事務に従事している。

また、各税務署においては、総務課課長補佐(設置されていない署においては総務係長)による税務職員に対する税理士法の研修等を実施しており、税理士制度の趣旨及び重要性の周知を図ると

ともに、非行税理士及びニセ税理士の情報収集に努めている。※東京国税局50年史より

【結び】

以上、「税理士制度の歴史」から「現在の国税庁の税理士業務への取組方」までを経て、「税理士監理官」の発足の経緯を記述させていただきました。

最後に余談ですが、私が昭和49年4月熊本国税局に採用された当時の時代背景は、まだ激動の時代が続いており、昭和49年8月の三菱重工爆破事件には驚嘆の思いがあるとともに、プロ野球界では、「我が巨人軍は永遠に不滅です。」の憧れの長嶋が引退したのも鮮明に記憶している。

最初の赴任地大森税務署から10年税務署勤務を経たのち昭和60年7月東京国税局総務部総務課へ異動となり国税局での最初の仕事が「税理士係」ということで何かしら御縁を感じるとともに今回の原稿依頼の所以ではないかと思っている。

当時の税理士係と言えば、記述させて頂いたとおり「税理士監理官」が設置されて2年目で初代税理士監理官付の税理士係主任として税理士事務に従事していた。記憶にある事務としては、日税連から回付されてくる「税理士登録申請書」の欠格事由等のチェックや昭和55年税理士法改正で始まった「許可公認会計士」（平成13年改正で廃止）の申請事務が主な仕事だったのを記憶している。そのような中で税理士会との関係は、連絡・協調に重みを置き、今でも開催されている税理士会と税務当局との連絡協議会等の開催準備に時間を割いていたような記憶がある。そこで、事務方として千駄ヶ谷の税理士会館にも何度か足を運んだことも思い出される。

結びとして、個人的には、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」いわゆる「現行税制の基本である申告納税制度」を後世に引き継ぐべく、税理士会と当局が連絡・協調関係を密にし、税理士法に抵触することなく「税理士の使命」を果たしていくことが肝要ではないかと思う。結果、当局の税理士監理官並びに税理士専門官の「税理士会等への指導・監督事務」の負担が軽減することを願いたい。

このテーマをまとめるに当たって、日税連の「税理士登録時研修テキスト」、「国税庁70年史」並びに「東京国税局50年史」等を参考とさせていただ

いた。

●参考：税理士監理官等の根拠法令等

第465条（国税庁 地方支分部局 国税局 総務部の内部組織）

総務部に、税理士監理官それぞれ一人並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の総務部に、人事調査官それぞれ一人を置く。

注：沖縄国税事務所を除く、全国11国税局に配置されている。

2 税理士監理官は、命を受けて、第454条第七号に掲げる事務のうち国税局長の指定するものを処理する。

3 省略

第454条（国税局総務課の所掌事務）

一から六 省略

七 税理士制度の運営に関すること。

八～十三 省略

と定められている。

第384条（国税庁総務課の所掌事務）

一から九 省略

十 税理士制度の運営に関すること。

財務省組織規則は、そもそも国家行政組織法（以下、「組織法」という。）、財務省設置法（以下「設置法」という。）及び財務省組織令（以下、「組織令」という。）を実施するため、定められている。

設置法第2条に、「組織法第3条第2項の規定に基づいて、財務省を設置する」と定められ、設置法第3条で「財務省は、健全な財政の確保、適正公平な課税の実現、・・・～中略～・・・を図ることを任務とする。」と、財務省の任務が定められている。

設置法第20条（国税庁の所掌事務）

国税庁は、前条（前述済）の任務を達成するため、～ 中略 ～ に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一 税理士制度の運営に関すること。

二、三 省略

と規定されている。

国税庁事務分掌規則

第二章（内部部局）第二節（長官官房）第二款の二の二 税理士監理室（税理士監理室）

第十七条の六 総務課に税理士監理室を置く。

2 税理士監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国税審議会税理士分科会の庶務に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。

二 税理士制度の運営に関すること。

3 税理士監理室に室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
（税理士監理室の係）

第十七条の七 税理士監理室に税理士係を置く。
（税理士係の所掌事務）

第十七条の八 税理士係は次に掲げる事務をつかさどる。

一 国税審議会税理士分科会の庶務に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。

二 税理士制度の運営に関すること。

第四章（国税局）第二節（総務部）

第二款（総務課）

（税理士専門官の事務）

第百八十四条の二 税理士専門官は、命を受けて、税理士制度の運営に関する事務のうち税理士業務の適正な運営の確保その他の専門的事項を処理する。

（税理士係の所掌事務）

第百九十二条 税理士係は、税理士制度の運営に関する事務をつかさどる。

～最後に～

東京税理士会日本橋支部の先生方の綱紀監察案件が発生することのないよう、くれぐれも「税理士法の厳守」をお願い致します。

【税理士制度、税制及び税務行政の変遷】

1869	明2年7月	大蔵省設置
1873	明6年7月	地租改正法の布告
1875	明8年10月	酒類税則施行
1877	明10年1月	大蔵省に租税局設置
1884	明17年5月	大蔵省に主税局設置
1887	明20年7月	所得税法施行
1889	明22年4月	国税徴収法施行
1896	明29年3月	営業税法施行
1896	明29年11月	税務管理局・税務署設置
1899	明32年2月	所得税法の全面改正（法人課税の開始）
1892	明35年11月	税務管理局から税務監督局へ
1894	明37年5月	醸造試験所設置
1895	明38年4月	相続税法施行
1927	昭2年3月	計理士法制定
1940	昭15年4月	法人税法施行
1941	昭16年4月	大蔵省税務講習所設置
1941	昭16年7月	税務監督局から財務局へ
1942	昭17年2月	税務代理士法施行（税務代理士制度発足）
1947	昭22年4月	所得税・法人税・相続税に申告納税制度の導入
1948	昭23年7月	国税犯則取締法改正（国税査察官制度発足）
1948	昭23年8月	公認会計士法施行
1949	昭24年6月	国税庁発足、国税局の設置
1949	昭24年9月	シャープ勧告
1950	昭25年4月	青色申告制度導入
1951	昭26年7月	税理士法制定（税理士制度発足）

1956	昭31年6月	税理士法改正（第一次）～任意加入制度から強制入会制へ
1961	昭36年6月	税理士法改正（第二次）～登録事務を移譲
1962	昭37年4月	国税通則法施行
1967	昭42年10月	税理士制度25周年式典を挙行
1970	昭45年5月	国税不服審判所が発足
1972	昭47年10月	税理士制度30周年式典を挙行
1974	昭49年2月	商法監査特例法が成立
1980	昭55年4月	税理士法改正（第三次）～税理士の地位が明確に
1994	平元年4月	消費税法施行
1992	平4年11月	税理制度50周年式典を挙行/アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会設立
1997	平9年5月	地方自治法改正で税理士が外部監査人の適格者に
2001	平13年6月	税理士法改正（第四次）～納税者利便の向上と信頼される税理士制度の確立
2004	平16年1月	日税連認証局による公的個人認証サービスを開始
2006	平18年5月	会社法が施行され税理士が会計参与の適格者に
2008	平20年1月	政治資金規正法が改正され税理士が登録政治資金監査人の適格者に
2012	平24年11月	税理士制度70周年式典を挙行
2014	平26年3月	税理士法改正（第五次）～公認会計士に係る資格付与の見直し



「中学生の税についての作文表彰式」

中学生の「税についての作文」に関しては、租税教育の一環として毎年「東京税理士会日本橋支部長賞」を贈呈しています。

昨年もたくさんの応募作品の中から、坂下支部長と租税教育推進委員会の小原委員長により、1

作品を選ばせていただきましたので、会報「にほんばし」にて披露させていただきます。

また、その他の入賞作品は次頁のとおりです(敬称略)。



東京税理士会日本橋支部長賞

中央区立日本橋中学校 三年 井上 深 香

税によって成り立つ社会

今の日本の社会情勢をみた時に、昨年と大きく変わったことがある。コロナウイルスの感染拡大により、財政が不安定になっていることだ。

今年から突如流行し始めた新型コロナウイルス。世界的に感染が広がる中、日本でも多くの人が打撃を受けている。非正規雇用者だった人が解雇され、職を失う人が多くいるというニュースを耳にしたことがある。仕事に大きく関わる税金が「所得税」である。所得税は一人一人の収入によって税の割合が異なる。収入が多い人ほど納税の割合も高くなる。職を失った人は収入源がなくなるため、生活がこれまで以上に困難になる。では、国の立場からしたらどうだろう。例年、税収の多くを締める所得税だが、働く人が減ってしまうと、その分税収も減る。国からしても働く側からしても、どちらにとっても打撃は大きいものといえる。国は、より多くの税収を必要とする。一方で店や会社等の経営者は最小限の雇用人数で経営を維持する必要があるために解雇せざるを得ない。特に飲食店は感染防止のため、店を長期にわたり閉めることや営業時間の短縮を余儀なくされている。どの立場からしても「今の経済状況は良い」とは決して言えない。つり合いのとれたバランスを国と私たちとで取っていくためには何が必要か、今こそ考えなければならない。

また、昨年十月から消費税が十パーセントに引き上げられた。私は、この事を良く思っている。

何故なら、年齢的にまだ働けない私からすると、唯一払う税金であり、少しでも国の役に立つために「払いたい」という意欲があるからだ。

消費税が導入される前は税収は所得税が中心だった。しかし世の中が変化していく中で税制の不均衡が問題視されるようになった。そこで導入されたのが消費税である。所得に関わらず等しく払えるというメリットをもっている。増税されたことをよく思っていない人も少なからずいると思う。しかし、このコロナ禍での社会のために消費者にできることとして「税金」は大変大きいものだと思う。少しでも多くの人がニュースなどを通して「税金を納めることの意義」を考え直して欲しい。これが一人の中学生としての願いだ。

これまでに二回、税の作文を書く機会を頂いて、私は税金への意識が変わった。まだ知識が浅かった頃、税金がこんなにも社会を成り立たせている事すらうまく理解していなかった。今は「税に対する感謝」しかない。

時代の変化に上手に対応するために、やはり税金は欠かせない。コロナの感染拡大により人々は今新しい生活を送っている。その生活の支えとして税金がある。負担のバランスを考えるだけでなく、行動に移していく必要がある。この状況を少しでも変えるために。マスクを外して笑い合える、そんな明るい未来を創るために。

🌸「中学生の税についての作文表彰式」各受賞者🌸

・東京納税貯蓄組合総連合会 上申作品

田村 結 開智日本橋学園中学校 1年
「世の中をめぐる税金」
石井龍之介 中央区立日本橋中学校 2年
「税はとられるものなのか」

・日本橋税務署 署長賞

佐々木くる美 開智日本橋学園中学校 3年
「コロナ禍で思うこと」
佐藤 仁子 中央区立日本橋中学校 2年
「理由を知らずに否定する」

・中央都税事務所 所長賞

堀部 美帆 開智日本橋学園中学校 1年
「増税によって変わること」

・中央区役所 区長賞

秋月 真尋 中央区立日本橋中学校 3年
「税金はタイムトラベラー」
北島 里菜 中央区立日本橋中学校 2年
「命と税」

・日本橋納税貯蓄組合連合会 会長賞

高橋 ゆり 中央区立日本橋中学校 2年
「私たちの健康と税金」
間中 喬子 開智日本橋学園中学校 1年
「破かれたページ」
小嶋 麗央 開智日本橋学園中学校 2年
「災害と納税」

・日本橋納税貯蓄組合連合会 優秀賞

須田 華代 開智日本橋学園中学校 1年
「未来の私が大ピンチ！」
白鳥 奈緒 開智日本橋学園中学校 1年
「将来の日本のために」
小林 伶来 開智日本橋学園中学校 2年
「アメリカと日本の公共施設の違い」

年々、税に対する関心が高くなっており、どの作品もすばらしいものです。

なお、掲載に際してご協力いただきました、日本橋税務署山本課長補佐には、この場を借りして感謝申し上げます。

広報部長 増田 和弘

税界放談

いい季節である。赤くぶち出した黄葉が、秋を告げている。小学生の頃、学校が休みになると聞いて羨ましく思ったものでした。収穫作業の忙しさ等思いも

寄らず、梨が好きだの、さわし柿が旨いだのと……

年が明けると、いよいよ無料相談ですが、今回は様子が異なり、「ウィズコロナ」。大勢の納税者とコロナが気になりますね。△△△としては相談を受けることは△△△の使命であるとのこと。理解はできるが、私たちの周りを見ると高齢者や何らかの疾患を持つている方々が多く、感染やその後の後遺症等が危惧されるところです。一方、今年の年調からデジタル化が始まるようですが、高齢者の年金については源泉徴収のみとするなどの制度の簡素化も必要では。確申期の混雑緩和か？さて、うちの孫はリモート授業で学校は休みとか。これを機にコミュニケーションを深めますか。

(K・T)

随 筆

税理士を志す
学生へのメッセージきた じま あ き
北 島 亜 紀

年に1度、日本橋支部からの派遣講師として、大原簿記情報公務員専門学校水戸校で税理士コースに在籍する学生に向けて税理士業界研究セミナーの講師を務めるようになってから3年が経ちます。

税理士業界研究セミナーは、学生が専門知識を身につけるだけでなく、より実践的なイメージをもって社会にでられるよう、現場で働く税理士の話を聞く場として始まりました。初年度の2018年には12名(1、2年生)、2019年に10名(1、2年生)、2020年は税理士試験終了後、これから就職活動を控える2年生5名を対象として8月21日に実施されました。

学生たちは日商簿記1級の受験を経て2年生の夏に税理士試験を受験し、2年間の専門課程を終えて卒業後には就職を予定しています。税理士志望の学生たちは卒業後も働きながら受験勉強を続けて税理士合格を目指します。

講師依頼をいただいた際に、先生方からは学生たちには自らの思考を広げて挑戦することを恐れず、より大きな一歩を踏み出すきっかけとしたい、とのお話をいただきました。私は学生たちの状況を聞きながら以下の構成でレジュメを作成し、話をする事としました。

1. 税理士とは
2. 税理士と他の士業との違いと、他の仕業との連携
3. 税理士は法律家であるということ(租税法律主義と憲法)
4. 税理士会、所属支部について
5. どのような相手(お客さま)と仕事をするのか
6. 税理士が携わる仕事について
7. 専門分野の仕事とは

8. どのような就職先があるのか

9. 働きながら資格試験に合格するためには

10. 税理士の科目別・年齢別合格率

基本的には上記の目次に沿って話をしますが、この他に現地でモニターへ投影、説明するための補助資料を別途用意しています。資料の例として、私の新人の頃に悩んだこと、それに対する当時の対策、初めて失敗をしたときのこと、そこから何を学んだかなど。また、2020年のセミナーでは、簿記に関わる実務事例として、ある法人の事業計画を示しながら、事業計画作成に至った経緯、計画策定により経営指標に表れた兆候、見つけた課題と目標設定、現在の進捗状況について話をしました。

それから働きながら税理士受験を目指す際の勉強方法の参考として、私が受験当時、独自に作成していた税法理論を分解、図解したものを1題持参し、計画の立て方や実行方法を紹介しました。

日常業務の例としては、私の手帳に基づきある日のスケジュールを紹介しました。その日の会議のテーマ、事前準備、当日の議論、その後の対応、作業内容、業務終了後のプライベートも含めて話をしました。

最後に、税理士の科目別・年齢別合格率を示しながら、いかに若い世代の合格率が高いかということ、税理士は、登録後からが本当に面白い仕事や経験ができるということ、言い換えれば学生時代は基礎・土台をしっかり作ることが大事であること、では、いまから、ここから何をすべきなのか？を学生たちに問いかけて、私の話を終えました。



学生たちは、集団で話を聞くときには真面目でおとなしい印象を受けますが、よく観察してみると何かに気づいたとき、興味を持ったときには瞳を輝かせながら集中して話を聞いてくれているのがわかります。セミナー後の振り返りのレポートに踊る文字からは、その静かな外観からはわからなかった、内に秘めた熱い想いを感じました。ここで学生が興味を示した話題をいくつか紹介すると、お客様との日常のエピソード、私の失敗話、専門分野の紹介（特に事業再生分野に興味を持ったという学生がいました）、ある日のスケジュール、実務事例での経営指標の話、また、卒業後も働きながら受験を続けて1年でも早く税理士になります、といった決意表明もありました。

セミナーを終えた数日後、担当の先生より、学生が従前よりも学習に対する意欲を見せており、自主的に机に向かう時間が増えている、といったことや、それまでは地元就職希望が主体であったところ、今年度は全員都内で就職する予定であるといったお話をいただきました。

とはいえ実際に彼らが税理士になるまでには、本人たちの意志もさることながら、よい職場環境や切磋琢磨する仲間、頼れる先輩や上司といった尊敬できる身近な税理士、そして良い仕事、良いお客様との出会いが不可欠です。そして私もまた、いつの日か税理士となった彼らと話ができたら、いま以上に税理士の魅力を熱く語れる仕事に携わってみたいと、心から願う次第です。

連載

日本橋風土記（日本橋久松町・日本橋浜町・日本橋中洲）

第6回

広報部 H・M

今回は、町名の由来が明らかでない地域を紹介します。

【日本橋久松町】

現在の日本橋久松町と呼ばれる地域は、武家地で1617（元和3）年頃、本田豊前守の邸跡が町屋となったと言われ、邸跡以外の場所は明治時代まで小笠原邸の武家地であったそうです。

久松町となったのは、1872（明治5）年4月で、それ以前のことは明らかでなく、『東京府志科』によれば「この地はもと村松町の分地なれど……」とあり、村松町から分かれた町であったことから、永く栄える意味で、おそらく久松町と名付けたのだろうと言われておりますが、正確には判りません。

武家屋敷の並ぶところに町屋があり、かなりの数の商店があって、その多くの店が刀剣などを売る店で、それごとく安い新刀を売る店で脇差などを主として売り、武家の使用人が使う木刀を商っている店が多かったとも言われています。

ここで、後ほど日本橋浜町でも言及しますが、明治座について一言述べておきます。明治・大正・昭和・平成そして令和の時代にも明治座はあり今

後も続くと思いますが、町の区域、町名の変化もあり、一応、久松町と言えば明治座という江戸っ子堅気の残っている人々がいる限り、かつての市川左團次の新しい歌舞伎とともに「久松町の明治



座」という言葉は残っていくものと思います。

日本橋久松町出身の有名人といえば、落語家の林家木久扇(当時は木久蔵)師匠が知られています。木久扇師匠の実家は商売をしており比較的裕福な幼少期を過ごしましたが、太平洋戦争で店が全焼し、家族が離散後、小学4年生の時から新聞配達をして家計を支え、「自分を支える経済、お金の入ってくる道を発見工夫していくことが大切で、金のあるに越したことはない」という考えを当時から持っています。

木久扇師匠は、1966年11月9日からテレビの「笑点」に出演しており、最古参・最長老の大喜利メンバーとして52年目に突入するなど最も長く活躍しています。キャラクターとしては脱力的なイメージがありますが、時代劇や日本史に造詣が深く、NHKの歴史番組などにゲスト出演する際は、笑点でのキャラクターとは別人の描写と多芸に秀でて、鞍馬天狗のCM、大喜利での歌唱力、「やあねい」、「いやんばか〜ん…」等の造語のほか、木久蔵ラーメンの経営者としても知られています。

その他には、シャープ(株)の創業者の早川徳次氏などが久松町出身です。

【日本橋浜町】

昔は海浜の面影を残していたため、浜町の名が生じたとされており、俗称であったようです。現在では、日本橋地域内で1番の人口(令和2年11月1日現在、11,757人)を誇り、明治座や浜町公園が存在し、観光客や地元周辺の人たちが多く訪れる町となっています。

この地域では、何とんでも明治座抜きには語れませんので、再度、述べさせていただきます。本劇場の前身は、江戸時代末期に両国広小路にて菰張芝居小屋から発展し、両国橋畔の興行禁止令により、1873(明治6)年久松町に移転し、喜昇座として創建されました。初期には焼失と再建を繰り返しながら成長し、そのたびに久松座、千歳座とめまぐるしく変わり、1893(明治6)年、市川左團次が千歳座を買収して座元となり、これを明治座と改称するに及んでやっとその名が落ち着き今日に至っています。

明治座は戦後の昭和の一時期までは、歌舞伎や新派の殿堂として知られ、その後は時代劇公演や演歌歌手など年配者に好まれる芸能人が座長と

なった歌謡ショー形態の公演が中心となり、現在はテレビ局との提携による現代劇や観劇者の世代を引き下げたミュージカル形態の公演も行われています。

また、日本橋浜町には、中央区では最も広く、かつ古い浜町公園があり、園内には総合スポーツセンターや浜町運動場などの体育施設があり、区民の活動拠点となっています。

さらに東京水辺ラインとしての水上バスの浜町発着場がありますので、コロナ禍で自宅待機を余儀なくされる日々を過ごしている方は、一度、訪れるのも一考かと思います。

【日本橋中洲】

日本橋中洲は、丁目の設定のない単独町名で、「日本橋〇〇」と称される地名の中では唯一、末尾に「町」の付かない地名です。町名の由来は明らかではありませんが、水路を隔てて大川(隅田川)へ築きだした市街地で、萩が群生する洲だったことからこの名が生まれたようです。

この中洲地域は、もともと、隅田川を挟んだ向こう岸(江東区)と「中洲の渡し」で行き来していたようですが、現在は清洲橋で結ばれています。ちなみに「清洲橋」の名前は、建設当時の両岸であった深川区の深川清住町(現在の江東区清澄)と日本橋中洲から付けられました。

中洲は、かつて文字通り隅田川の中洲で、この一帯は「みつまた」と呼ばれておりましたが、どの流れを指してそう読んでいたかは諸説あるようです。いずれにしても墨田川、箱崎川、浜町川に囲まれた「中洲」であったことは間違いないようです。

浜町川が隅田川に注ぐ付近は、「浜町河岸」と呼ばれ、また、砂洲の埋め立てにより浜町と地続きになり、大川中洲新地が整備され、富永町と号し、江戸中期には花街のような賑わいを見せていた時期もあったようですが、度重なる洪水などにより葦の生い茂る浅瀬に戻ったりしました。明治になり再度埋め立て整備が行われ、真砂座が出来たりして料亭がひしめく娯楽街になっておりましたが、この繁栄も長くは続かず、大正年間の頃には早くも衰退したとされています。

江戸時代の中洲の様子は、歌川広重の図絵で想像することができ、葦の生い茂った様子が描かれています。また、清瀬橋北西には、1783(天明3)

年に創建した隅田川往来の船主の守護神として信仰を集めた日本橋中洲金毘羅宮があり、境内を取り巻く玉垣には、歓楽街だったことを忍ばせる料亭の名がたくさん刻まれています。

昭和30年代に始まる隅田川の護岸工事は、河畔に慣れ親しんだ人々の暮らしを変え、隅田川テ

ラスとして再整備された現在の河畔を見下ろす堤防に立つと、当時の面影は全くなく、当時廃業した料亭の広い敷地が中洲公園に面して昭和53年から55年ごろ建てられた大型マンション群が編年の記録でもあります。

納税表彰・感謝状を受章して

日本橋税務署署長表彰を受けて

お ばら まさ ひろ
小 原 正 寛

11月19日に日本橋支部事務局において、長井日本橋税務署長より長年租税教育に取り組んできたことを表彰していただきました。毎年恒例の納税表彰式の一環として例年ですと東実健保会館で他の受表彰者と一緒に表彰をいただくのですが、今回はコロナ禍のため大規模な表彰式は中止となり、個別での表彰となりました。

私が日本橋支部で独立開業をして10年余りが経ちます。坂下支部長の下、租税教育推進委員長を拝命し4年目となります。もともと教師志望ではなかったのですが、税理士になって何か自分が世の中に貢献できることはないかと思っていたところ、租税教室に出会いました。当時は国税庁が作成しているアニメ「マリンとヤマト 不思議な日曜日」を児童生徒に見てもらってそれについて税金がなかったら私たちの生活や環境はどうになってしまうのか、税金の必要性を伝える形での授業でした。

日本橋支部の租税教室は若狭茂雄先生がけん引してくださっていました。租税教育に興味がある旨を若狭先生にお伝えしたところ、租税教育が進んでいる板橋支部をご紹介くださり、板橋支部の租税教室の見学に行きました。当時の板橋支部の租税教室は現在の日税連の標準的な租税教室の先駆けといえる内容で、日本橋支部でもこのような租税教室ができればと思いました。

その後、平成26年より日税連の事業として租税教育が行われることになり、日税連の租税教育テキストも充実してきて東京税理士会でも授業のやり方の研修を開催するなど、税理士会として租税教育に取り組む環境が充実してきました。授業内容も税の必要性はもちろん、税から社会の仕組



みを考えられるようになっており、民主主義についても触れられる工夫がされています。

日本橋税務署管轄には公立中学校が1校、私立中学校が1校、公立小学校が5校あります。そのうち公立中学校1校と公立小学校4校で租税教室を開催されています。

授業では児童生徒にどのようにしたら税に興味を持ってもらえるか、自分の身近なところから考えてもらえるようにしています。

学校に来るまでの間に税が使われているものは何がありますか？

「信号」「道路」「横断歩道」「点字ブロック」など様々な回答が上がってきます。

その他に税が使われているものは何がありますか？と、問うと今度は「学校」「公園」「警察」「消防」「高齢者の年金」などの答えが返ってきます。

児童生徒に一番身近な税は消費税ですが、その他にどのような種類の税がありますか？

約50種類の税があるのは何故でしょうか？ということも考えてもらいます。いろんな立場の人達に公平と思ってもらえるような仕組みになっていますと説明をすると、頷く顔があります。対面授業では児童生徒の反応がわかるので、理解度を確認しながら進めることができ安心です。コロナ禍では、今後はオンラインの租税教室も行うことになるかもしれません。その時にはどのように

したら児童生徒に理解しやすい授業ができるか、しっかりと考えていかなければと思っています。

租税教室の授業の準備は、日税連の租税教育テキストの暗記をしっかりと行うことを心掛けています。限られた授業時間の中で、スムーズに授業を進行していくのにこのテキストは本当に役に立ちます。小学校では、授業時間を40分一コマの中に納めなければなりません。テンポよく授業を進めていくためには、授業の流れをしっかりと体得する必要があります。授業前日には声に出したり、頭の中で暗唱したり、テキストの内容を3回転ほどこし、授業当日の朝に1回転して授業に臨みます。

小学校6年間、あるいは中学校の3年間で児童生徒が税理士から授業を受けるのは、最初で最後のはず。その児童生徒に税のこと、税理士のことをしっかり伝えたいというのが、授業を行う上で一番心掛けていることです。授業を受けて児童生徒が、税や将来の日本のことに向き合ってくればいいなと思います。そして税理士を職業選択の一つに入れてくれることになれば、これ以上言うことはありません。

最後に、この度の表彰を受けられたことは私一人の力ではなく、今まで日本橋支部で租税教育に関わってくださった、全ての方々のご尽力があってのことだと思っています。改めて、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

中央都税事務所からの感謝状に答えて

たかはしみつこ
高橋美津子

令和2年11月19日、三浦 仁中央都税事務所長が日本橋支部事務局へ見えて『都税業務推進感謝状』をいただいた。その折、税理士、税理士としての仕事について考えてみた。

平成11年5月に現在の事務所所在地である日本橋本町4丁目で開業し、以来20年余、当地で税理士業務に携わってきた。

顧客ゼロからの出発であった。今でも職員2名の個人事務所であるが税理士という業務が好きであるから仕事に追われる毎日はいやではない。

有難いことに、二人の職員の頑張りは大変なも

ので、私が事務所を留守にしても影響がないほどになり随分助かる今日この頃である。

私は若いころ弁護士になりたいと考えていた。アメリカのテレビ番組で困った人々を助ける弁護士のドラマが流行っていてそのシリーズを見ていて、そんな人になりたいと思ったことがきっかけだった。そして数字が好きである。両者が相俟った仕事が税理士なので税理士業が好きなのだと思う。

税理士の仕事のやりがいはどこにあるかと考えてみると、それは『申告納税制度』を実現していくことが日々の業務であるからだと思う。

その場合、私たちが頼りとするのは「法」しかない。税務は厳格に法に支配されなければならないからである。納税者を守ることができるのは法しかない。だから、その法を学ばなければ税理士業務はできない。納税者のために、通説として解釈されていることでいいのか、先入観をゼロにして考えて解釈しなければならない。法の勉強には不断的の努力が必要となってくる。

過去、私は大学最後の定期試験で、その終わりの時間を告げるベルが鳴った時、『ばんざあーい！これで一生勉強しなくていいのだ。』と両手を真上に挙げながら心で叫んだことを覚えている。

そんな自分に、これほど勉強する人生が待っているとは、その時思いもよらなかった。

学生時代の勉強は何のためにするのか？。目的が曖昧だったので、勉強が苦痛だったのかもしれない。

しかし、今の勉強は納税者の申告納税制度を実現するためという具体的目的があるので、それほど苦とも感じないのかもしれない。

故 北野弘久教授は、昭和38年当時、税理士はいかなる性格の専門家であるか学問的に解明されていなかった。そこで日本税理士会連合会と東京税理士会から委嘱を受けて研究し『税理士のあるべき本質的使命は、いわゆる単なる税務会計専門家としてのそれではなくて、まさしく納税者の代理人として納税者の法的権利を擁護すべき税法専門家(タックス・ロイヤー)としてのそれではなくてはならず、その意味では「税金の弁護士」としてのそれではなくてはならない。』と結論付けた。

北野弘久教授の研修ではその都度、タックス・ロイヤーであるべきと聞き、仕事にやりがいを感じたものであった。

しかし、日々の業務と並行して勉強していくことは簡単なことではないが、税理士の皆と一緒に勉強することは、勉強も楽しくなる。

月1回勉強会を開いてくださる先生がいらっしゃる。もう15年くらい続いている。A先生もひたすら納税者のことを念頭に置いて会を開催して下さるのだと思う。

また、支部の雑談室では月1回事例を持ち寄れる。出席して参加者の意見を聞いていると、よく勉強しているな、と思う。

このように業務について税理士同士で意見交換することも税理士業務のなかの醍醐味の一つだと思う。

遠い先輩の時代から申告納税制度を堅守しようと継承してきたこのような道は、これからも繋げなければならない。

政府は、行政のAI化を促進している。それは、国民の便益となるから大いに推進すべきである。

しかし、今後、各納税者の納税額をAIの活用により政府が把握し納税者へ賦課徴収する時代が来ないとも言えない。

今までのように、私たち税理士が協力し合って勉強し、申告納税制度を納税者から奪ってはならない。

タックス・ロイヤーとして申告納税制度を通じて納税者の法的権利を擁護し続けていくのである。

各 部 だ よ り

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

令和2年7月8日(水)

I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会、常会の開催について
2. その他

II 報告事項

1. 登録調査(6/10)の件
2. 東京税理士会定期総会(6/17)の件
3. 定期総会(6/22)の件
4. 日本橋税務署との意見交換会(6/24)の件
5. 八団体合同役員会の件
6. その他

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和2年9月24日(金)

I 審議事項

1. 日本橋税務署並びに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の策定の件
2. 新入会員説明会開催日時及び運営方法に関する件
3. 新年賀詞交歓会(令和3年1月12日(火))の件
4. 準会員の件
5. その他

II 報告事項

1. 令和2年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件

2. 登録調査の件(7/15、8/19、9/11)

3. 日本橋税務懇話会(8/27)の件

4. 副支部長順位の件

5. その他

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和2年10月13日(水)

I 審議事項

1. 支部役員選挙日程確認の件
2. 滞納支部会費の件
3. その他

II 報告事項

1. 中央都税事務所との連絡協議会(10/5)の件
2. 登録調査(10/9)の件
3. 令和2年度各種無料相談担当者募集の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和2年11月10日(火)

I 審議事項

1. 支部業務執行細則の一部改正の件

II 報告事項

1. 署との定例連絡協議会(10/28)の件
2. 事務局年末年始休業の件
3. その他

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

(総務部長 結城昌史)

〔研修部〕

《実施した研修会と今後の予定》

【オンライン研修】

日 時：令和2年6月16日(火)～7月7日(火)

テーマ：「新型コロナの影響による景気後退下における税務・会計」

講 師：税理士 太田 達也 氏

※ 第一ブロック第一回合同オンライン研修会

日 時：令和2年9月23日(水)～10月31日(土)

テーマ：「国際課税の今後」

講 師：東京大学名誉教授、政府税制調査会会長
中里 実 氏

※ 第一ブロック第二回合同オンライン研修会

日 時：令和2年10月16日(金)～

令和3年1月4日(月)

テーマ：「国際課税の基礎と最近の調査事例」

講 師：税理士 佐藤 臣夫 氏

※ 京橋支部ジョイントオンライン研修会

日 時：令和2年12月15日(火)(予定)～

令和3年2月15日(月)

テーマ：「都税事務所の担当官が教えてくれる地方税の間違いやすい留意点～法人事業税・都民税、固定資産税（コロナ特例）、地方税共通納税システム～」

講 師：中央都税事務所担当官

※ 11/27日本橋・京橋支部ジョイント研修会の収録

【DVD研修】

日 時：令和2年10月14日(水)18:00～20:30

テーマ：「相続税の小規模宅地等の課税価格の特例について」

講 師：税理士 赤坂 光則 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和2年10月21日(水)13:30～15:30

テーマ：「法人税・消費税の最近の裁判例・裁決例の紹介を中心として」

講 師：税理士 藤曲 武美 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和2年11月5日(木)13:30～16:00

テーマ：「配偶者居住権の創設によって変わる相続税の申告」

講 師：税理士 松本 好正 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和2年11月16日(月)

①10:10～11:20、②13:00～14:10、

③令和2年11月17日(火)10:10～11:20、

④13:00～14:10

テーマ：「年末調整説明会」

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和2年11月18日(水)18:00～20:10

テーマ：「合同会社活用の留意点～法務と税務の視点から～」

講 師：税理士 坂部 達夫 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和2年12月16日(水)13:30～15:45

テーマ：「親族間の名義の借用と、相続税法のみなし贈与～贈与事実の不存在の反証～」

講 師：税理士・東京地方税理士会税法研究所
主任研究員 山田 俊一 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和3年1月21日(木)15:00～17:00

1月22日(金)17:30～19:30

テーマ：「令和2年分確定申告における留意事項」

講 師：税理士・調査研究部委員・
会員相談室相談委員 大畑 智宏 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和3年1月21日(水)17:30～20:00

テーマ：「個人から法人への低額譲渡によるみなし譲渡課税及び株式価値の異動による贈与税課税について」

講 師：税理士・中小企業診断士 渡邊 正則 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和3年1月22日(金)15:00～17:00

テーマ：「会員相談室相談事例 ～パート9～」

講 師：税理士 西野道之助 氏

税理士 苅米 裕 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和3年2月2日(火)14:30～17:00

テーマ：「借地権・賃借権・使用貸借の税務」

講 師：税理士 小林 磨寿美 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和3年2月2日(火)17:30～19:30

テーマ：「税理士業務のために知っておくべき債権法改正」

講 師：弁護士 松木 裕 氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和3年2月17日(水)14:30～17:00
 テーマ：「税理士実務質疑応答事例～法人税務編」
 講 師：税理士 宮森 俊樹 氏
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：令和3年2月17日(水)17:30～19:30
 テーマ：「相続税の調査状況や裁決・判決例・新聞記事から相続税申告実務を考える」
 講 師：税理士 大久保昭佳 氏
 会 場：日本橋支部会議室

【会場型研修】

日 時：令和2年10月28日(水)14:30～17:00
 テーマ：「所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項」
 講 師：日本橋税務署 担当官
 会 場：AP日本橋
 日 時：令和2年11月12日(木)13:30～16:30
 テーマ：「年末調整説明会」
 講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官
 会 場：東京証券会館ホール
 日 時：令和2年11月27日(金)13:30～15:30
 テーマ：「都税事務所の担当官が教えてくれる地方税の間違いやすい留意点～法人事業税・都民税、固定資産税（コロナ特例）、地方税共通納税システム～」
 講 師：中央都税事務所 担当官
 会 場：T-CAT ホール
 ※ 京橋支部ジョイント

日 時：令和3年1月12日(火)15:30～17:00
 テーマ：「新春講演会だから日本は素晴らしい世界があこがれるこの国に暮らして」(仮題)
 講 師：カリフォルニア州弁護士/作家
 ケント・ギルバート 氏
 会 場：ロイヤルパークホテル3F
 ロイヤルE(イースト)

日 時：令和3年2月3日(水)未定
 テーマ：「令和2年分確定申告にあたっての留意事項」
 講 師：日本橋税務署担当官
 会 場：東京証券会館ホール
 《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：令和2年10月9日(金)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：令和2年11月13日(金)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和2年12月11日(金)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：令和3年1月8日(金)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：令和3年2月10日(水)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：令和3年3月5日(金)17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 (研修部長 渡辺英樹)

〔厚生部〕

〈ゴルフ部〉

9月から12月のTNG会の報告をします。
 昨今の時世から終了後のパーティは行わず、終了後解散となっております。
 本年は新しい参加者が多くて嬉しいです。それ程気負わずに参加できますので、ご興味ございました方は奮ってご参加下さい。

9月23日 第326回TNG会 参加人数18人
 於：総武カントリークラブ総武コース

優 勝 吉村 博一 ネット74
 2 位 高山 和子 ネット75
 3 位 小原 正寛 ネット77
 ベストグロス 小原正寛 79(OUT38 IN41)

10月16日 第327回TNG会 参加人数19人
 於：常陽カントリー倶楽部

優 勝 湯本 康弘 ネット70
 2 位 浅見 達雄 ネット71
 3 位 高山 房之 ネット72
 ベストグロス 湯本康弘 79(OUT39 IN40)

11月18日 第328回TNG会 参加人数20人
 於：佐倉カントリー倶楽部

優 勝 内藤 泰一 ネット69
 2 位 高橋美津子 ネット71
 3 位 竹田 修 ネット72
 ベストグロス 小原正寛 77(OUT40 IN37)

12月4日 第329回TNG会 参加人数24人
 於：船橋カントリー倶楽部

優 勝 水田 智幸 ネット71
 (初参加のため2位)

2 位 徳田 益和 ネット73(繰上げ優勝)
 3 位 森 一郎 ネット77
 ベストグロス 森 一郎 81(OUT40 IN41)
 (ゴルフ部 湯本康弘)

〈野球部〉

令和2年8月から令和2年11月までの野球部の活動に関してご報告致します。

夏以降もコロナに振り回され、秋の本大会も中止になり、それに伴い野球部の活動も自粛しておりましたが、秋にはいくつかの支部と練習試合を行うことができ、改めて野球ができる嬉しさを実感できました。

11月までの活動状況は以下の通りです。

8月25日	練習試合		
	VS上野支部	4-8	勝
10月2日	練習試合		
	VS渋谷支部	7-10	勝

来年はコロナの終息を信じて、そして、本大会の開催を信じて、コツコツと今できる努力をして参りたいと思います。

今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

(野球部 青柳 聡)

〈テニス部〉

8月18日	練習会(高輪テニスセンター)	6名
	(新入部員1名入部)	
8月27日	練習会(猿江恩賜公園)	2名
9月9日	練習会(高輪テニスセンター)	7名
10月13日	練習会(高輪テニスセンター)	7名
10月22日	東京税理士会秋季テニス大会	
	(昭和の森テニスセンター)	4名

〈青木・塩谷ペア〉

・リーグ戦

第一試合	2-6	麻 布
第二試合	6-3	立 川
第三試合	3-6	浅 草

・第3位トーナメント

1回戦	3-6	江東東
-----	-----	-----

〈東海林・布川ペア〉

・リーグ戦

第一試合	3-6	練馬東
第二試合	2-6	目黒B

・第3位トーナメント

1回戦	6-1	渋谷A
2回戦	2-6	目黒A
3位決定戦	6-1	江東東
		3位入賞しました!

11月4日	練習会(木場公園)	4名
-------	-----------	----

11月11日	練習会(高輪テニスセンター)	6名
	(新入部員1名入部)	

11月17日	東京税理士会団体テニス大会	
	(昭和の森テニスセンター)	6名

〈本戦〉

1回戦	目黒	2-0 (1引き分け)	勝利
2回戦	北沢	1-2	負け

〈敗者トーナメント〉

1回戦	本所	2-1	勝利
2回戦	杉並	0-3	負け

テニス大会は10月、11月とも秋晴れの良い天気、絶好のコンディションでした。

団体戦は初参加多数だったので、早く終わったらどうしようと心配でしたが、4試合もでき、大満足です。

大会は参加して楽しもう!という雰囲気があり、団体の混合ダブルスは特に初級者が多かったような気がします。初心者でもテニスに興味のある方、練習参加お待ちしております。

(テニス部長 塩谷 満)

〈アウトドア部〉

今年の8月以降のアウトドア部の活動について報告いたします。

8月20日	皇居ランニング練習会	7名
	それぞれのペースで皇居を1週または2周しました。	

9月5日	長瀬ラフティング	3名
	長瀬の急流をライフジャケットを着てボートで進むスポーツ。爽快でした!	

9月17日	皇居ランニング練習会	5名
	ランニングについて各自課題をもって練習しました。	

9月19日	都内ランニング&バーベキュー	11名
	押上から隅田川テラス、浅草寺などを巡ってゴールは浜町公園。	

そして浜町公園でバーベキューを行いました。

10月3日	野外ボルダリング	8名
	品川区大井町にあるスポル品川大井町には、3密にならない野外のボルダリング設備があり、それぞれのレベルにあった難易度の壁を上りました。翌日は皆さん筋肉痛でした。	

10月15日	皇居ランニング練習会	5名
	リレーマラソン大会に向けて練習しました。	

10月17日	奥多摩ウォーキングトレイル	7名
--------	---------------	----

雨のため中止となりました。

10月31日 柏の葉キャンパスリレーマラソン大会
10名

日本橋アウトドア部としてA、B、Cの3チームで参加。天気にも恵まれたこともあり、チーム及び個人とも昨年の記録を更新しました。

11月14日 奥多摩ウォーキングトレイル 8名
前回雨で中止となったためリベンジしました。良い天気で山道や遊歩道などを歩き、紅葉を楽しみ、ダムなども見学しました。最後は奥多摩駅側の温泉施設で汗を流しました。

11月19日 皇居ランニング練習会 2名
参加者が少ないことと、当日の新型コロナウイルス感染者が過去最高となったため中止しました。

12月5日 相模湖プレジャーフォレスト 11名
相模湖を見下ろせる施設でアスレチックを楽しみました。

アウトドア部では参加部員を募集しております。ランニングのほか、ハイキングや軽い山登りなどアウトドアで行うスポーツ全般について企画をしております。興味のある方はぜひご参加ください。

(アウトドア部 増田和弘)
(厚生部長 湯本康弘)

〔組織部〕

- 1 支部業務執行細則の一部改正(案)を11月開催の幹事会に諮り承認をいただきました。
- 2 新入会員業務説明会において、東京税理士会の「広域災害対策マニュアル」などを紹介し、広域災害への啓発を行いました。

(組織部長 野本徳治)

〔広報部〕

支部会報「にほんばし」第161号(1/1発行予定)各部だよりの原稿の確認と12月21日に校正会議を行いました。

(広報部長 増田和弘)

〔綱紀監察部〕

- 1 次の会議が開催されました。
- (1) 署と支部との綱紀監察連絡協議会

日 時 令和2年8月5日(水)
午前10時30分～午前12時00分
場 所 日本橋支部事務局

出席者 日本橋税務署より平島総務課長、山本総務課長補佐
東京国税局より室岡税理士専門官
支部より高橋、三塚、山下

議 題 にせ税理士の実態及びその予防対策等
(2) 令和2年度綱紀監察合同会議

日 時 令和2年12月11日(金)
午後1時30分～午後4時

場 所 オンラインによる開催

出席者 会長以下本会役員、全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長
東京国税局より税理士監理官ほか8名
支部より三塚

- 議 題
- 1 綱紀部からの報告
 - 2 業務侵害監察部からの報告
 - 3 東京国税局の方針
 - 4 東京国税局からの報告
 - 5 支部からの提言等

2 「東京国税局からのお知らせ」を掲載いたします(28～29頁参照)。

会員の皆様におかれましては、税理士法はもとより、関連する法令、会則、規則等を遵守し、より一層の品位保持に努められますようお願い申し上げます。

(綱紀監察部長 佐藤宗石)

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所、東京商工会議所中央支部からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』及び、支部無料相談を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、多くの相談が中止となりました。

多くの先生方にご予定をいただきましたが、中止となりご迷惑をお掛けしました。

また、コロナ禍の中で協力を頂きました先生方には、誠にありがとうございました。

今年度は、税を考える週間行事が中止となりました。

《法人会での無料相談》

日本橋法人会事務局にて実施

実施日	担当税理士	電話対応
9月9日(水)	湯本 康弘	電話対応
9月23日(水)	佐野 典子	電話対応
10月14日(水)	川口 真理	電話対応

10月28日(水)	石田 俊也	電話対応
11月11日(水)	久野 二実	電話対応
11月25日(水)	平川 彰	電話対応
12月9日(水)	佐藤 嘉光	電話対応

《東京商工会議所での窓口専門相談》

中小企業相談センターにて実施

9月以降は再募集、東京会にて抽選となりました。

《商工会議所中央支部での窓口専門相談》

東京商工会議所中央支部にて実施

実施日	担当税理士
10月13日(火)	小用 丈晴
12月8日(火)	湯本 康弘

《支部無料相談》

毎月第二水曜日支部事務局にて実施

実施日	担当税理士	
9月9日(水)	川口 真理	中 止
10月14日(水)	野村 幸広	
11月11日(水)	徳山 和美	
12月9日(水)	伊藤 孝	

《相続税無料相談》

毎月第二木曜日支部事務局にて実施

実施日	担当税理士	
9月10日(木)	赤坂 光則	中 止
10月8日(木)	遠藤 範子	
11月12日(木)	秋庭 守	
12月17日(木)	板垣 勝義	

《税を考える週間行事》

中 止

(税務支援対策部長 澤城教典)

〔法対策委員会〕

- 令和2年9月16日、東京税理士会制度部及び調査研究部より支部法対策委員会における課題検討について、インターネット上で行うアンケートへの回答依頼があり、法対策委員会として回答した。

- ・統一課題 税理士業務（税務代理・税務書類の作成・税務相談）のテレワークと所属税理士制度について
- ・任意課題1 新型コロナウイルス感染症における税制上の措置に関する意見について
- ・任意課題2 令和4年度税制及び税務行政の改正に関する意見について
- ・任意課題3 その他関連事項

- 今後の予定として、日税連・東京会による制度税制改正案の動向を注視し必要な時期に支部法対策委員会を開催する。

(法対策委員長 小山栄一)

〔情報システム委員会〕

1 電子申告のお願い

現在日本橋支部所属の税理士の電子申告利用率が73%ほどということで「中々伸びない。」と日本橋税務署から推進のお願いが来しました。ただ税理士法人の所属税理士はご自分のお名前で電子申告していないこと、そもそも申告業務をされていない先生もいらっしゃる等もあり、一定以上は伸びないとは思っていますが、まだ電子申告されていない先生で、したいけどやり方が分からない、電子証明書の取得方法が分からないという方がいらっしゃいましたら、一度支部事務局までご相談下さい。

本年分個人の確定申告から青色申告特別控除が55万円に減額されますが、電子申告すれば65万円のままになります。また、来年4月から大規模法人の電子申告の義務化も始まります。税務当局は本腰入れて電子申告を推進しておりますので、税理士である以上いずれ避けて通れなくなると予想されます。是非電子申告のご利用をお願い致します。

2 第五世代税理士用電子証明書の発行について

日税連では、令和3年4月より、第五世代税理士用電子証明書（以下、ICカード）の発行を開始します。

この第五世代ICカードの取得について、有効な第四世代ICカード又はマイナンバーカードを所有している方は、6月28日（予定）よりオンラインによる申し込みが可能となります。

なお、第四世代ICカードを一度も取得したことがない、もしくは過去に取得したが失効・紛失・破損してしまった方、又はマイナンバーカードを所有していない方は書面によりお申込みください。

取得に関する詳細及びQ&Aについては、別途月次案内により同封しますのでご確認ください。

3 支部月次案内物のメール配信への切り替えについて

現在ほぼ毎月、会員の皆さまへ支部より研修の案内等が送られていると思いますが、約7割の事

務所が従来よりの郵送の形となっております。郵送の場合、印刷代、郵送代に加え、800部近くの発送に係り事務局の作業負担も大きいです。一方受領する会員の皆さまもおかれましても、当該案内書類の処分に関するコストも掛かると思います。

是非、案内物の電子化にご協力下さい。PDFをメールの形でお送りします。ご希望の方は事務局までお申し出下さい。

(情報システム委員長 湯本康弘)



支部会員異動のお知らせ

令和2年7月1日～
令和2年11月30日

〈入会〉

7月21日 コ ショウ カ ヤ
古 庄 夏 耶

〒103-0022
日本橋室町3-4-7-10階
税理士法人チェスター
電話 6869-5040

7月21日 ア シ ハ ラ ケ ン タ
芦 原 健 太

〒103-0027
日本橋2-1-3
アーバンネット日本橋
二丁目ビル3階
税理士法人高野総合会計事務所
電話 4574-6688

8月20日 タ カ ダ シ ヨウ ゴ
高 田 尚 悟

〒103-0023
日本橋本町4-2-11
エビスビル201号室
電話 090-1530-6165

8月26日 サ ン ガ ワ タ カ ヒ ロ
寒 川 貴 弘

〒103-0014
日本橋蛸殻町1-12-4-904号
電話 090-3461-0115

8月26日 シ マ ダ シ ユン イ チ
嶋 田 俊 一

〒103-0025
日本橋茅場町2-3-6
宗和税理士法人
電話 3669-8085

8月26日 タ カ ダ サ ア ヤ
高 田 紗 綾

〒103-0027
日本橋1-4-1
税理士法人令和会計社
電話 3231-1858

8月26日 シ ン ドウ ト シ ヒ コ
神 道 敏 彦

〒103-0001
日本橋小伝馬町17-9
さとうビル3階
電話 090-8349-8097

8月26日

ホ リ イ ケ ヨ シ ハ ル
堀 池 義 治

〒103-0013

日本橋人形町1-16-7
人形町TNビル8階
電話 090-4811-5917

8月26日

タ カ ダ シ ロウ
高 田 次 郎

〒103-0003

日本橋横山町3-1
横山町ダイカンプラザ4階405号室
電話 6264-9674

8月26日

カ ワ イ ア ツ シ
河 合 厚

〒103-0022

日本橋室町3-4-7-10階
税理士法人チェスター
電話 6869-5040

8月26日

タ ナ カ ミ ツ ル
田 中 満

〒103-0013

日本橋人形町1-16-7
人形町TNビル8階
電話 080-1076-8430

8月26日

サ ン ノ ミ ヤ オ サ ム
三 宮 修

〒103-0013

日本橋人形町1-18-6
鳥近ビル3階
電話 6810-9400

9月23日

ミ ヤ ス ギ マ サ ル
宮 杉 賢

〒103-0014

日本橋蛸殻町1-3-5
共同ビル(兜町)35号
電話 6661-7157

9月23日

キ マ タ タ カ オ
木 全 孝 夫

〒103-0026

日本橋兜町11-4
羽生ビル2階
税理士法人村田経理事務所
東京オフィス
電話 070-4771-5115

10月14日	ヨシ ダ シンイチロウ 吉田紳一郎	〒103-0027 日本橋2-1-3 アーバンネット 日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所 電話 4574-6688	〈転入〉 7月1日	芝支部より ソウ デ タカシ 早出 岳	〒103-0026 日本橋兜町15-12 兜町MOCビル7F 電話 3527-2833
10月14日	ホシ ノ リュウ スケ 星野隆介	〒103-0014 日本橋蛸殻町2-11-2 オートエックス工藤ビル4F ストラダ税理士法人 電話 5643-6431	7月30日	麴町支部より スズ キ ミキ ヒロ 鈴木 幹 大	〒103-0025 日本橋茅場町2-5-6 日本橋大江戸ビル602 電話 050-3708-1350
10月14日	カワ ミチ アツ コ 川道敦子	〒103-0028 八重洲1-7-20 税理士法人東京総合会計 電話 5299-6181	8月12日	芝支部より イノ ウエ ケイ タ 井上 慶 太	〒103-0026 日本橋兜町9-5 JWS兜町323号室 電話 050-7103-6077
10月14日	ゴウ ダ ジュン 合田 潤	〒103-0027 日本橋2-1-17 丹生ビル3階15号室 電話 090-2327-2393	9月1日	荒川支部より ウエ キ ノブ シゲ 植木 暢 茂	〒103-0013 日本橋人形町1-13-9-801号 電話 090-7273-1578
11月18日	サ トウ ヨシ キ 佐藤由規	〒103-0016 中央区日本橋小網町17-15 松尾ビル1階 佐藤兆秀税理士事務所 電話 5614-2555	9月11日	葛飾支部より スズ キ タエ コ 鈴木 妙 子	〒103-0012 日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775
11月18日	ナカ ツカ ユウ 中務 有	〒103-0027 中央区日本橋2-1-3 アーバンネット 日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所 電話 4574-6688	9月29日	芝支部より ヤマ ギン シュウ ジ 山岸 秀 地	〒103-0022 日本橋室町4-3-18 東京建物室町ビル8階 GrowthPartners税理士法人 電話 6262-6963

表紙の写真について

表紙の写真は浅見顧問から提供していただきました青森県の廻堰大溜池（通称、津軽富士見湖）に架かる「鶴の舞橋」です。

鶴の舞橋は、平成6年7月8日に岩木山の雄大な山影を湖面に映す津軽富士見湖に「日本一長い三連太鼓橋」として架けられました。岩木山を背景とした橋の姿は鶴が空に舞うように見

えると言われており、また橋を渡ると長生きができるとも言われているそうです。全長300メートルもの三連太鼓橋はぬくもりを感じる優しいアーチをしており、鶴と国際交流の里である鶴田町のシンボルとして多くの人に愛されているということです（青森県鶴田町観光ウェブマガジンから引用）。

（広報部長 増田 和弘）

芝支部より
9月29日 木本 忠 同 上
芝支部より
9月29日 竹之内和紀 同 上
神田支部より
10月8日 佐藤菜美 〒103-0001
日本橋小伝馬町14-10
アソルティ小伝馬町
Liens3階B室
税理士法人トゥモローズ
電話 3527-3756
江戸川南支部より
10月8日 小栗弘義 〒103-0026
日本橋兜町5-1
兜町第1平和ビル3階
電話 6778-2582
江戸川北支部より
11月5日 松丸憲司 〒103-0021
中央区日本橋本石町4-2-3
日東ビル4階
電話 070-3824-8642
麹町支部より
11月16日 中島輝明 〒103-0027
中央区日本橋2-1-10
柳屋ビルディング株式会社内
電話 3272-1441

〈法人転入〉

芝支部より
9月29日 GrowthPartners税理士法人
〒103-0022
日本橋室町4-3-18
東京建物室町ビル8階
電話 6262-6963

〈事務所住所変更〉

佐藤兆秀 〒103-0016
日本橋小網町17-15
松尾ビル1階
〒103-0026
日本橋兜町5-1
兜町第1平和ビル7階
電話 6810-8306
田中 稔 同 上
斎藤るみ子 同 上
和田真一郎 同 上

同 上
同 上
〒103-0023
日本橋本町1-4-2
高砂ビル I 2F
〒103-0025
日本橋茅場町1-9-2
第一稲村ビル7階
同 上
〒103-0013
日本橋人形町2-15-7
高梨ビル4階
電話 6231-0428
同 上
〒103-0025
日本橋茅場町2-14-5
石川ビル
電話 6264-9626
〒103-0022
日本橋室町2-1-1
日本橋三井タワー6階
電話 6734-0389
〒103-0012
日本橋堀留町1-7-9
〒103-0027
日本橋2-1-3-10階

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人レコルテ
〒103-0026
日本橋兜町5-1
兜町第1平和ビル7階
電話 6810-8306
税理士法人ATT
〒103-0013
日本橋人形町2-15-7
高梨ビル4階
電話 6231-0428
新日本税理士法人日本橋オフィス
〒103-0022
日本橋室町2-1-1
日本橋三井タワー6階
電話 6734-0389

〈事務所名変更〉

岩崎友哉

税理士法人心 東京税理士事務所

橋本慶介

橋本慶介税理士事務所

〈事務所電話番号変更〉

渡邊 潔 6661-2975

齊藤由利 3787-2113

高島賢守 4362-6003

〈転出〉

中島輝明 麹町支部へ
下川芳史 京橋支部へ
木地健介 京橋支部へ
味岡貴英 麹町支部へ
福田茂実 板橋支部へ
辻晶子 練馬西支部へ
室井恵子 京橋支部へ
渡邊秀一 杉並支部へ
瀧澤満 大森支部へ
小泉大輔 京橋支部へ
篠崎康裕 上野支部へ
野村孟弘 京橋支部へ
富原織恵 浅草支部へ
大西健一 上野支部へ
大西萬里子 上野支部へ
富田昭枝 上野支部へ
高畑敬次 上野支部へ
藤本義弘 上野支部へ
大西國雄 上野支部へ
森上護 京橋支部へ
梶原章弘 麹町支部へ
小池美佐 四谷支部へ
宮本傑 四谷支部へ
勝田健太郎 京橋支部へ

林さと子 京橋支部へ
須賀真弓 立川支部へ
前澤左斗子 麻布支部へ
若林貴志 麹町支部へ
井上一生 麹町支部へ
寒川貴弘 芝支部へ
柳澤真哉 東村山支部へ

〈退会〉

蛇口由紀夫 関東信越会へ
坂井郁磨 東京地方会へ
石塚大 業務廃止
秋元淳一 千葉県会へ
秋元玲子 千葉県会へ
湯山啓太 千葉県会へ
湯浅修平 千葉県会へ
大箸章照 東京地方会へ
起塚雅也 業務廃止

〈法人会員転出〉

下川・木地税理士法人 京橋支部へ
税理士法人Bricks&UK 東京事務所
東京事務所VCAT税理士法人 京橋支部へ
東京事務所VCAT税理士法人 東京支店
上野支部へ
税理士法人野村会計 東京オフィス
京橋支部へ
税理士法人さくら税務 東京丸の内支店
麹町支部へ

〈法人会員退会〉

コンパッソ税理士法人 日本橋事務所 廃止
税理士法人中野会計事務所 東京事務所
千葉県会へ

編集後記

第161号の日本橋支部会報をお届けいたします。

本号の各原稿執筆にご協力頂きました諸先生方、お忙しい中大変ありがとうございました。

コロナウイルスの感染拡大の影響で生活様式が大きく変わり心労が絶えない日々が続きます

が、やがて歯止めがかかり一日も早い収束の時期が訪れることを願ってこの難局を乗り越えたいものです。

年明けからの繁忙期にも備えて感染対策を実践し日々を丁寧に過ごしていきたいと思ひます。

これからますます寒さも厳しくなりますが、皆様どうぞご自愛ください。(K. W)

—中央都税事務所からのお知らせ—

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少（※1）した中小事業者等（※2）で令和3年2月1日（月）までに下記の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月の間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下）又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

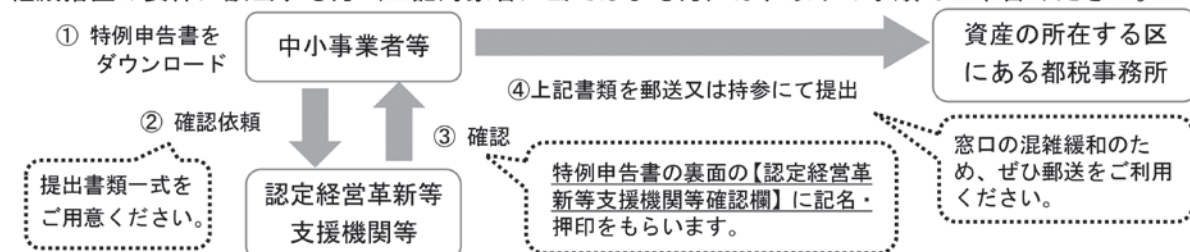
■提出書類

- （1）特例申告書
- （2）特例対象資産一覧
- （3）収入が減少したことを証する書類（写）
- （4）（個人事業主で事業用家屋を所有している場合）特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）

※詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

■手続方法

軽減措置の要件に該当する方（上記対象者に当てはまる方）は、以下の手順でご申告ください。



⚠ 申告期限（令和3年2月1日消印有効）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けること

ができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。



お問合せ先 詳細は、コールセンターへお問い合わせいただくか、主税局HPをご覧ください。

▶東京23区固定資産税コロナコールセンター

03-3525-4106（平日9時から17時）

開設期間：令和2年12月1日（火）～令和3年2月1日（月）

▶主税局ホームページ

主税局 コロナ

検索



中央都税事務所 03-3553-2151（代表）

(東京国税局からのお知らせ)

税 理 士 の 皆 様 へ

～ 懲戒処分に係る事例について ～

令和元年度の税理士等の懲戒処分は、43 件（平成 30 年度は 51 件）行われました。

その内容は、①故意による不真正税務書類の作成、②自己脱税・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ、③名義貸しなど、税理士としての品位に関わる税理士法違反行為や、使用人等に対する監督が適切でなかったとして使用者である税理士が④使用人等に対する監督義務違反となった行為です。

これまでの事例の中で代表的な税理士法違反行為の事例をここに紹介いたしますので、業務の参考としてください。

① 故意による不真正税務書類の作成《税理士法第 45 条第 1 項該当》

〔事例〕

関与先の法人税の確定申告に当たり、代表者から前年並みの申告額になるようにとの依頼を受け、架空仕入れを計上することにより、**所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。**

【注意事項】

関与先から不正計算の依頼があったとしても、断固として断らなければなりません！



② 自己脱税・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ《税理士法第 37 条違反》

イ 自己脱税

〔事例〕

- 自己の所得税の確定申告に当たり、外注費の水増し計上などにより、**所得金額を不正に圧縮して申告した。**
- 自己が代表者である法人の確定申告に当たり、業務委託収入を除外することにより、**所得金額を不正に圧縮して申告した。**

【注意事項】

税理士の自己脱税は、本人のみならず税理士全体の社会的信用を損ないます！



□ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（無申告）

〔事例〕

自己の所得税の確定申告に当たり、申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず、業務多忙であったこと、確定申告しても還付になると見込まれたことを理由に、**申告期限までに確定申告書を提出しなかった。**

【注意事項】

「還付になるため」という理由で無申告であっても、**懲戒処分の対象となります！**



ハ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（申告漏れ）

〔事例〕

自己の所得税の確定申告に当たり、決算内容を確認しなかったことから売上の計上漏れなど**多額の申告漏れがあった**。また、自己が代表者である法人の確定申告についても、同様の売上の計上漏れや固定資産売却益の計上漏れなど**多額の申告漏れの指摘を受けた**。

③ 名義貸し《税理士法第37条の2違反》

〔事例〕

税理士でない者が作成した申告書について、最終的に自分が確認すれば税理士法違反にならないと自分に都合のよい解釈をして、署名押印を行っていた。

【注意事項】

他人が作成した申告書を内容確認するだけでは、**自らの判断に基づいて作成したことにはなりません！**



④ 使用人等に対する監督義務違反《税理士法第41条の2違反》

〔事例〕

納税者との対応を**事務員任せにし、十分な管理・監督を怠っていたため、事務員が納税者（関与先）の不正計算に加担する**という事態を把握できなかった。

【注意事項】

税理士が税理士業務を行うため使用人等を使用するときは、適切に監督しなければなりません！



○ これからも税理士として、より一層の品位の保持をお願いいたします。

- ～ このほか、国税庁ホームページに多数の税理士法違反行為の事例等を掲載しています。～
- ・「税理士法違反行為 Q&A」 → 利用者別情報《税理士に関する情報》 ▶ 税理士関係法令等・Q&A ▶ 税理士制度に関する Q&A《税理士法違反行為関係》
 - ・「懲戒処分等の考え方」 → 利用者別情報《税理士に関する情報》 ▶ 税理士等に対する懲戒処分等

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金は、昨年と同じ現行どおり **時間給1,013円** になりました。

- ※ 東京都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- ※ お問い合わせ先
 - ・ 東京都労働局労働基準部賃金課 TEL 03-3512-1614 (最低賃金について)
 - ・ 東京働き方改革推進支援センター TEL 0120-232-865 (最低賃金及び業務改善助成金について)
 - ・ 事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係(キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金について)

東京都最低賃金のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は、昨年と変わらず

時間額1,013円 になりました。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

業務改善助成金について

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)・人材確保等支援助成金について

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係

広報部長 増田 和弘

中小企業経営者の皆さまへ

連鎖倒産から中小企業を守る!

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

もしも取引先が
倒産したら!
そのときの備えは万全ですか?
「経営セーフティ共済」に加入していれば、
万が一取引先が倒産しても回収困難となった
売掛金相当の資金を借り入れることができます。



取扱手数料

新規加入及び増額を取りまとめ
いただいた組合員にお支払いします。
請求書は東京税理士協同組合のホ
ムページからダウンロードできます。



国のセーフティネット対策の柱の一つです! ポイント

- ①取引先が倒産した場合、掛金総額の10倍の範囲内
(最高 **8,000万円**) で被害額相当の共済金の貸付
けが受けられます。
- ②共済金の借入条件は無担保、無保証人。
- ③掛金は税法上、損金(法人)もしくは必要経費
(個人事業)に算入できます。
- ④40ヶ月以上納付し、任意解約した場合、100% 掛金
が戻ります。(12ヶ月未満は掛け捨てです)。

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構** (中小機構) 共済相談室

TEL.050-5541-7171

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合

TEL.03-5363-2011

そうだ、「日税」に聞こう！

事業承継・M&A

先生と一緒に関与先の
問題解決に当たります！

不動産の相談

売買・相続対策・
有効活用等

保険の有効活用

事業保障・
役員退職金準備等

様々な集金業務

税理士事務所の顧問料、
関与先の集金、支部会費等

最新知識の習得 職員教育

各種研修

関与先のお困りごと

事務所の運営

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、私たち日税グループは1972年の創業以来、各種商品やサービスを
ワンストップで提供してまいりました。

どんなに時代が変わっても、私たちの想いは変わることはありません。
これまでも、そしてこれからも、税理士先生とその関与先様のために――。



日税グループ

株式会社 日税ビジネスサービス
TEL.0120-155-551

株式会社 日税不動産情報センター
TEL.03-3346-2220

株式会社 共栄会保険代行
TEL.0120-922-752

株式会社 日税サービス
TEL.0120-312-112

株式会社 日税経営情報センター
TEL.03-3345-0600





[小規模事業者向け]

国の融資制度（マル経融資）のご案内

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづき
日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

最近1か月の売上高が前年又は前々年同期と比較
して5%以上減少している等の要件がございます。

	マル経融資 (通常枠)	新型コロナウイルス対策マル経融資 (別枠)
融資限度額	2,000万円	1,000万円
返済期間	運転資金7年以内・設備資金10年以内	
担保・保証人	不要（信用保証協会の保証も不要）	
金利 (11月2日現在)	1.21%	1.21% → 0.31% (当初3年間は基準金利より0.9%引き下げ) ※特別利子補給制度により、売上高が急減した 事業者は、当初3年間実質無利子となります。

※従業員20人以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業5人以下)で、
税金(所得税、法人税、事業税、住民税等)を完納され、23区内で1年以上営業
されている法人・個人事業主の方が対象です。

※その他の要件や必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

※審査の結果、ご希望に沿えないことがございます。

※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。

【経営に関するご相談を承ります】 ※要予約 午後1時～4時（1回30分）

◇税理士による無料税務相談 第2火曜日

※2月の第3週目から3月の第2週目までは、毎週、火曜日と木曜日に実施します。

◇弁護士による無料法律相談 第1・3火曜日

ご相談・お問い合わせは

【事前予約制】

東京商工会議所 中央支部 TEL:03(3538)1811

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 京橋プラザ3階（都営浅草線宝町駅下車徒歩3分、有楽町線新富町駅下車徒歩5分）

中央都税事務所長表彰 高橋美津子会員

日本橋税務署署長表彰 小原正寛会員



部活動風景

▼ ゴルフ部 ▼



TNG会の様子

▼ テニス部 ▼



支部対抗テニス大会



▼ アウトドア部 ▼



柏の葉キャンパスリレーマラソン



ボルタリング

